



KDDI 総研 R&A 誌は定期購読（年間 27,468 円）がお得です。お申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。既刊の PDF 無料ダウンロードの特典もあります。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

EU 新規加盟国 10 カ国が抱える
電気通信上の課題

EU新規加盟国10カ国が抱える電気通信上の課題

🕒 記事のポイント

サマリー 2004年5月1日に、EUに新たに10カ国が加わり、25カ国となった（2004年以前にEUに加盟している15カ国を、以下「EU-15」といい、2004年5月1日に加盟した10カ国を、以下「EU-10」という）。1980年代末以降、EU-15の通信事業者は、EU-10の「固定通信事業」、「携帯電話事業」に対して出資および技術提供を行っており、EU-10の電気通信の普及状況は格段に改善されてきた。ただ、固定通信（加入電話）が広く普及する前に、携帯電話の利用が急速に進んだため、加入電話回線を利用したDSLブロードバンド・インターネットの普及が進まないという課題を抱えている。本稿では、EU-10の位置付けを再確認し、EU-10の情報通信戦略（e-Europe+）のポイントを紹介するとともに、EU-10とEU-15における電気通信サービス等の普及状況を比較しながら、EU-10の電気通信上の課題をレポートする。

主な登場者 EU 欧州委員会 欧州理事会 EU-10 EU-15

キーワード EU第5次拡大 e-Europe e-Europe+ 加入電話 携帯電話 インターネット ICT

地域 EU

執筆者 KDDI総研 調査2部 花岡 宏明 (hi-hanaoka@kddi.com)

1 第5次拡大による新たなEU

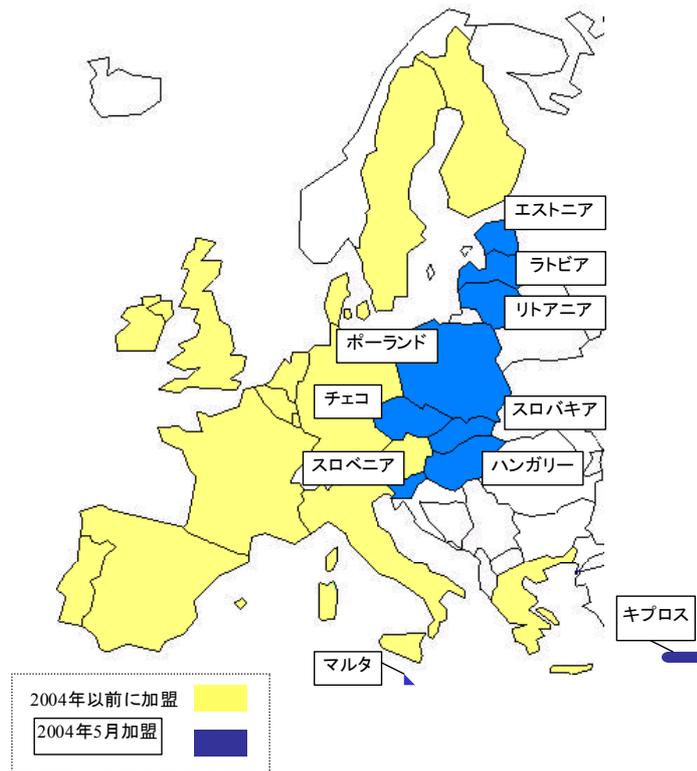
1-1 EU-10の特徴

2004年5月1日にEUは第5次拡大を行なった。本拡大により、EUの加盟国となったのは、【図表1】のとおり、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニアの10カ国である。新たにEUに加わった10カ国のうち、8カ国は、旧社会主義国で地理的にこれまでのEUに隣接する中東欧の国々である。また、2カ国は地中海の島国で、共に英国から独立し

た小国である。このことから、第5次拡大はEUの東方への拡大とも言われている。

旧社会主義国が加盟したこと、同時に10カ国が一挙に加盟したことが第5次拡大以前のEU拡大と最も異なる点である。

【図表1】 EU-10各国



(各種資料をもとにKDDI総研にて作成)

この10カ国の加盟により、【図表2】のとおり、拡大前と比べて国の数は15カ国から25カ国になり、総面積は約23%増えた。人口は、約3.8億人から約4.5億人と約19%増え、規模そのものは大きく拡大した。EUの公用語もこれまでの11カ国語から20カ国語となっている。ところが、これらの規模に比べて、経済的な規模は、GDPでは5%の増加に過ぎず、一人あたりのGDPでは12%下がっている。

【図表2】 第5次拡大前後の比較

	拡大前	拡大後	拡大後の増分
国の数	15カ国	25カ国	40%
面積(単位:万平方km)	319.1	392.9	23%
人口(単位:億人)*	3.81	4.54	19%
GDP(単位:10億ドル)**	8,628	9,041	5%
一人あたりGDP(単位:ドル)	22,765	19,928	-12%
公用語数	11カ国語	20カ国語	45%

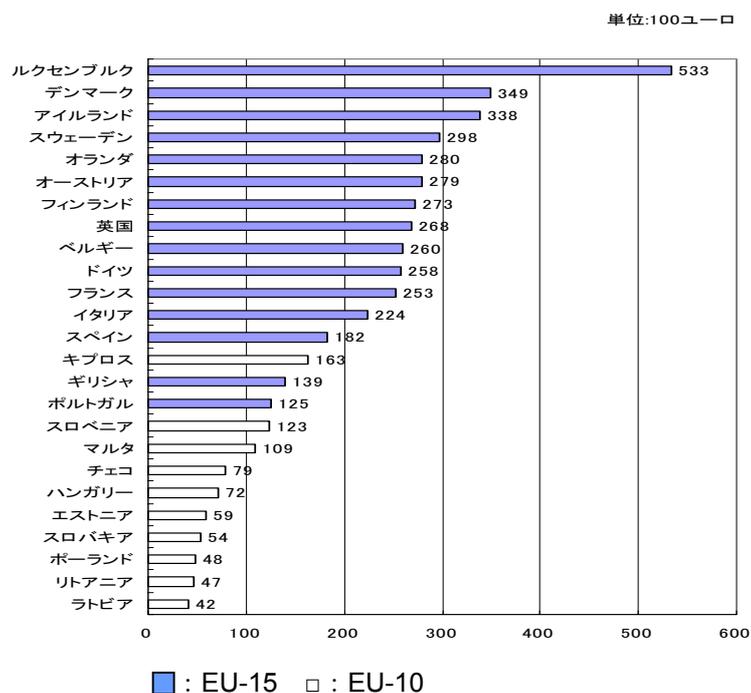
* 2004年時点の推定値

** 2002年の数値から算定

(各種資料をもとにKDDI総研にて作成)

一人あたりのGDPをもとに、EU-10各国とEU-15各国を比べると、大きな経済格差がある。(【図表3】)このような経済格差は、EU-15にとっては、より大きな市場で競争が可能となる他、低賃金の労働力をもたらすとともに、EU-10の経済成長の潜在力からも新たな需要への期待もあった。EU-10にとっては、EU-15からの生産力、技術能力、技術移転の改善への投資が期待され、安定的な経済および法的枠組みが構築されること、また、EUからの補助金による経済発展への基盤整備が図られることも期待されていた。諸説あるものの、EU-10の経済繁栄への要求と、政治統合としてのヨーロッパをめざすEU-15の政治的安定が合致したのが、2004年5月1日の第5次拡大であろう。

【図表3】 EU加盟国のひとりあたりGDP (2003年)



(欧州中央銀行資料によりKDDI総研にて作成)

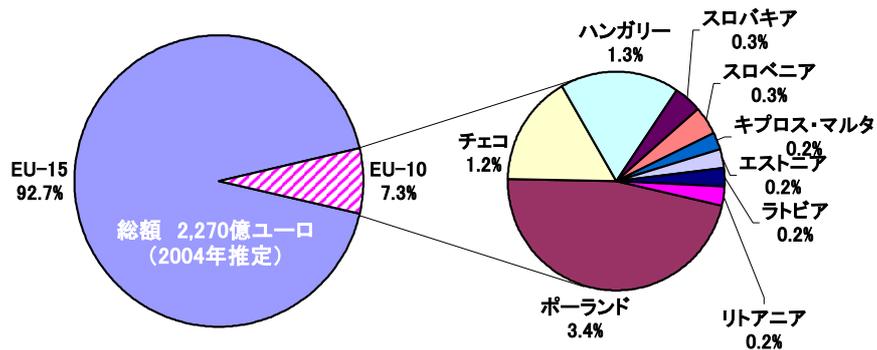
EU 新規加盟国 10 カ国が抱える
電気通信上の課題

【コラム】 4つのカテゴリーとEU-10の電気通信市場の規模

① 4つのカテゴリー

集団名	国名	特徴
中欧4カ国	ポーランド チェコ スロバキア ハンガリー	OECD加盟国でもあり、ドイツとロシアの間の中欧の国々
バルト三国	エストニア ラトビア リトアニア	「脱露入欧」で発展をめざす小国
地中海諸国	キプロス マルタ	観光立国の小国
EU近縁国	スロベニア	ユーゴから分離した小国

② EU-10の電気通信市場の規模



(欧州委員会資料によりKDDI総研にて作成)

欧州委員会は、2004年のEU全体の電気通信市場において、EU-10が占める割合は7.3%と試算している。EU-10のなかでは、ポーランドの占める割合が最も大きく、EU全体の3.4%となっており、次いでハンガリーの1.3%、チェコの1.2%となっている。

1-2 e-Europe+の概要

EU-10が情報社会の実現をめざすための基本戦略となった**e-Europe+2003 Action Plan**（以下、**e-Europe+**）は、2001年6月のスウェーデンのヨーテボリ欧州理事会で加盟候補国政府首脳により公表された。これは、加盟候補国共通の情報通信戦略により、経済改革、近代化を加速するトリガーとなることを期待したものであり、EUと加盟候補国が経験を共有し、平仄を合わせた行動を具体化したものである。**e-Europe+**は、拡大後のEUを想定し、加盟候補国によるアキ・コミュノテール（Acquis communautaire、EU法の総体系のこと）の編入だけでは情報社会実現には不十分であり、実際のデジタル・デバイドを克服して、情報社会で力を発揮できるように、積極的な行動が必要だとの認識から策定された。

e-Europe+の目標期限は、加盟候補国が早急に行動することが必要であるとの認識から、2003年と設定され、また、その各年毎までの詳細なプロセスを決め、その結果をモニタリングする手法をとっている。

e-Europe+の基本的なコンセプトは、これまでの発展の差異を踏まえた上で、特に、情報社会の基盤整備、言い換えれば、電気通信の基盤であるインフラの整備と法の編入による自由化導入の早期実現を目標に加えた点にある。次のとおり、4つの目標を柱として構成されている。

目標0（ゼロ） 情報社会の基盤整備の加速

- － 全ての人への手ごろな通信サービス提供の加速化
- － 情報社会に向けたEU法の国内法への編入と実行

目標1 より安価な、速い、安全なインターネット

- － より安価な、より速いインターネットの提供
- － 研究機関、学校へのより速いインターネットの提供
- － ネットワークとスマートカードの安全化

目標2 人材とスキルへの投資

- － デジタル時代の学校教育
- － 知識に基づく経済における雇用対応
- － 知識に基づく経済への全ヨーロッパ市民の参加

目標3 インターネットの利用促進

- － 電子商取引の加速化
- － オンライン政府：公衆サービスへの電子的アクセス
- － オンライン上での健康管理
- － グローバルネットワークに向けたデジタル・コンテンツ
- － ITS（高度交通情報システム）
- － オンライン上での環境対応

この目標の内、目標0 (ゼロ) に注目する必要がある。目標1～3は、**e-Europe 2002**^① (脚注1) とほぼ同様の目標でミラー化して設定されているが、目標0「情報社会の基盤整備の加速」は、**e-Europe+**の独自の目標として、追加されたものである。

EU-10は、第5次拡大後、EUの一員として、必然的に、それまでEU-15で取り組まれてきた**e-Europe 2005**^② (脚注2) を実行していくこととなる。2004年には、欧州委員会は、2006年以降の新たな行動計画の検討に着手しているが、EU-10では、**e-Europe+**目標0の基盤整備のみならず、**e-Europe 2005**の掲げるインターネットを高度に利用しサービス、アプリケーション、コンテンツを実現するブロードバンド・インターネットの普及がとりわけ重要な課題となっている。



① (脚注1)

2000年3月のリスボン欧州理事会において、以降10年間、即ち2010年までにヨーロッパの進むべき経済・社会政策についての包括的な方向性が示された。これは「リスボン戦略」と呼ばれている。リスボン戦略の目標は、「より多い雇用とより強い社会的連帯を確保しつつ、持続的な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力があり、かつ力強い知識に基づく経済となること」であった。情報技術等への対応を意識し、世界的に十分な競争力のある経済体をめざすのみならず、社会的な疎外や貧困を生まないための社会政策や雇用政策にも十分な配慮を行おうとするヨーロッパ型の持続的な成長経済をめざした戦略である。このリスボン戦略のひとつで、「知識に基づく経済・社会への移行準備の基盤」となったのが、情報社会に向けた戦略としての**e-Europe**である。この**e-Europe**は、2000年6月にポルトガルのフェイラ欧州理事会で**e-Europe2002**として採択された。**e-Europe2002**は達成項目を、①より安価な、速い、安全なインターネット、②人材とスキルへの投資、③インターネットの利用促進、と3つにまとめている。なお、**e-Europe 2002**は、最終期限を2002年末としていた。なお、2005年6月1日には、リスボン戦略を更新しデジタル経済を促進する5年間の戦略として、**i2010**が欧州委員会から発出されている。

② (脚注2)

2002年6月のセビア欧州理事会では、2005年までの行動計画として**e-Europe 2005**が採択された。**e-Europe 2005**では、インターネットの利用を、さらに高度化していく方針が明らかになっており、特にブロードバンドインターネットや無線通信技術の発展等によるネットワークの質の向上を謳っている。質の向上とは、より高度な情報社会の実現となる、インターネットによるサービス、アプリケーション、コンテンツの発展に注目し、いわば情報社会のあり方まで提案したものである。**e-Europe 2005**は最終期限を2005年に定めた、2002年からの3年間の行動計画であり、実現目標は、次のとおりである。①近代的なオンラインの公共サービス (電子政府、eラーニング、電子化による健康維持や増進)、②ダイナミックな電子商取引環境の創出。これらを可能にするものとして、競争的な価格によるブロードバンド・アクセスの広い利用と安全な情報インフラを掲げている。

2 EU-10への携帯通信事業者への主たる出資状況と携帯電話の普及状況

2-1 携帯電話事業への出資状況

EUにおける移動体通信分野での自由化政策の流れの中で、EU-10の主な携帯電話事業者は、2004年9月時点では、【図表4】に示すとおり、EU-15の携帯電話事業者の出資を受けている。特にDTやTeliaSoneraが戦略的にEU-10へ進出したこと、また、EU-15以外では、米国およびカナダの企業のみが出資している点の特徴である。EU-10からみれば、EUへ加盟申請をしている中、国際ローミングが可能なGSMがヨーロッパのde jure standard（デジュール・スタンダード、法上の基本）になることを見据え、積極的に出資を受け入れたといえよう。

【図表4】 EU-10の携帯電話事業者への主な出資状況

2004年9月現在

国	事業者	外国通信事業者の出資状況
チェコ	T-Mobile Czech Republic	C-mobilを通じて DTグループ(独) : 60.8% Telecom Italia Mobile(伊) : 4.4%
	Oskar Mobil	TIW(加) : 85.5% Priority Telecom(蘭) : 0.5%
エストニア	Estonian Mobile Telephone	TeliaSonera(スウェーデン) : 49%
	Tele2 Eesti	Tele2(スウェーデン) : 100%
	Radiolinja Eesti	Radiolinja(フィンランド) : 100%
ハンガリー	T-Mobile Hungary	Matávを通じて通じDT(独) : 59.5%
	Pannon	Telenor(ノルウェー) : 100%
	Vodafone Hungary	Vodafone(英) : 87.9%
ラトビア	Latvijas Mobilais Telefons	TeliaSonera(スウェーデン) : 49%
	Tele2	Tele2(スウェーデン) : 100%
リトアニア	Omnitel	TeliaSonera(スウェーデン) : 90%
	Bité GSM	TDC(デンマーク) : 100%
	Tele2	Tele2(スウェーデン) : 100%
マルタ	Vodafone Malta	Vodafone(英) : 100%
ポーランド	PTC(Polska Telefonía Cyfrowa)	DTグループ(独) : 49%
	Polkomtel	TDC(デンマーク) : 19.6% Vodafone(英) : 19.6%
	PTK Centertel	FT(仏) : 34%
スロバキア	Orange Slovensko	Orange(仏) : 64%
	EuroTel Bratislava	Atlantic West(米) : 49%
スロベニア	Si.mobil	Telekom Austria(オーストリア) : 75%
	Vega	Western Wireless(米) : 100%

(各種資料によりKDDI総研にて作成)

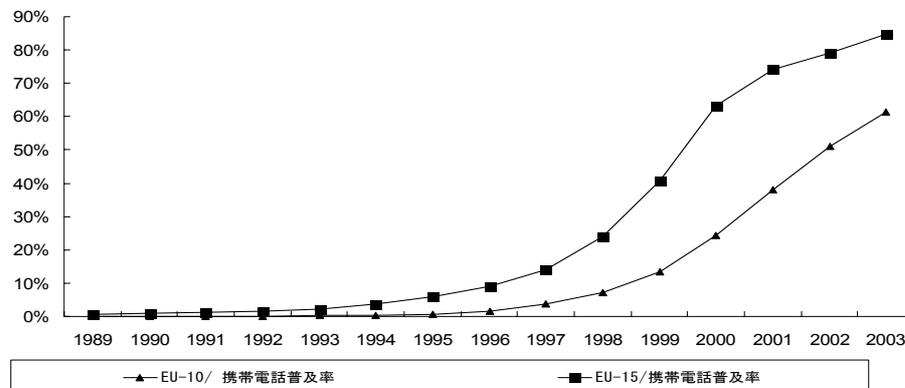
2-2 携帯電話の普及状況

EU-10では、移動体通信分野においては、通信事業者が民営化されたこと、複数のGSM事業者の参入が認められたこと、外資の導入などが契機となり、インフラストラクチャーが整備され、また、各国での競争政策もうまく機能し、1998年頃から携帯電話の普及率が大きく伸びている。

EU-10、EU-15の各国においては、人口、都市への人口集中度、国土の広さ、産業構造、GDP、歴史的経緯など、異なるところはあるが、本稿ではEU-10とEU-15をそれぞれをひとつのユニットと捉え、以下、対比する。

1989年から2003年までのEU-10およびEU-15での普及状況は【図表5】のとおりである。2003年時点でのEU-15の携帯電話の平均普及率は、84.6%であり^④（脚注）、一方、EU-10の平均普及率は61.3%にとどまっており、これは携帯電話の分野における、EU-10とEU-15の間のデジタル・デバイドといえるだろう。なお、【図表5】から判断すると、2003年の時点では、EU-10は、EU-15の3年程度後塵を拝している。ただ、EU-10での普及率が急速な伸びを示していることを考慮すれば、今後格差は縮小してゆくものと思われる。

【図表5】 携帯電話の普及状況の推移



④（脚注）

本レポートにおいては、利用する数値は特段の注がない限り、ITU World Telecommunication Indicators 2004（以下、「ITUデータ」）を利用し算出した（2003年のデータを基本としたが、同年のデータがない場合には2002年の値を利用）。ヨーロッパにおいては、主に高額所得層においては会社用と個人用の携帯電話を別に所有する場合があることなどの理由から、実際の人口に比べて加入者数が多く計上されることとなり、普及率が高めに算定される傾向がある。

3 EU-10の固定通信事業者への主たる出資状況と加入電話の普及状況

3-1 固定通信事業者への出資状況

EU-10では、EU-15の通信事業者を戦略的パートナーと位置付け、固定通信網整備のため、積極的に出資を受け入れている。(【図表6】)

【図表6】 EU-10の固定通信事業者への主な出資状況

2004年9月現在

国名	事業者	外国通信事業者の出資状況
チェコ	eTel	eTel(アイルランド): 100%
	Contactel	TDC(デンマーク): 100%
	Tele 2	Tele2(スウェーデン): 100%
エストニア	Elion	TeliaSonera(スウェーデン): 49%
	Tele2 Eesti	Tele2(スウェーデン): 100%
	Radiolinja Eesti	Radiolinja(フィンランド): 100%
ハンガリー	Matáv	DT(独): 59.5%
	HTCC(Hungarian Telephone and Cable Corporat	TDC(デンマーク): 31.9%
	Tele 2	Tele2(スウェーデン): 100%
	PanTel	KPN(オランダ): 75.2%
ラトビア	Lattelekom	TeliaSonera(スウェーデン): 49%
リトアニア	Lietuvos Telekomas	SoneraおよびTeliaの合弁会社 Amber Teleholdings S/Aを通じ TeliaSonera(スウェーデン): 60%
ポーランド	TPSA	FT(仏): 43.93%
	Tele2 Polska	Tele2(スウェーデン): 100%
スロバキア	Slovak Telecom	DT(独): 51%

(各種資料によりKDDI総研にて作成)

3-2 加入電話の普及状況

EU-10における加入電話の普及に関しては、ベルリンの壁の崩壊以降、格段の進歩があった。ポーランドにおいては、1991年の時点では、新規に電話加入を申し込んだ後、回線の開通まで、平均で13年待たねばならなかったが、2002年の時点では2.5ヵ月と大幅に短縮されている。

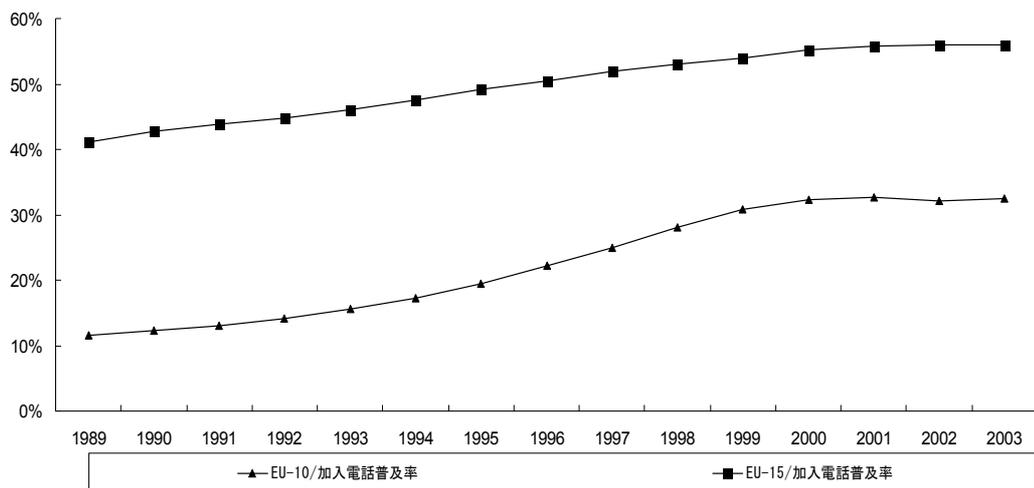
EU-10は、EU-15から固定通信事業においても出資を受けたこと、および国営通信事業者が民営化され、その際、国が具体的に加入電話普及率の向上や固定通信網への投資額を明示し、積極的に関与したことも加入電話の普及率向上に寄与した要因

EU 新規加盟国 10 カ国が抱える
電気通信上の課題

であると考えられる。EU-10においては、加入電話がEU-15レベルまでに普及する前に、携帯電話が画期的に普及した結果、加入電話普及率は、2001年からは頭打ち傾向が見られる。増加傾向にあるのは、EU-10の中で携帯電話の普及が遅れているポーランドと、EU-10の中では、キプロスに次いで2番目に一人あたりのGDPの高いスロベニア^④のみである。

EU-15とEU-10の大きな違いは、高い普及率（2003年のEU-15の平均は55.9%）で頭打ちとなった点と、低い普及率（2003年のEU-10の平均は32.5%）で頭打ちになっている点にある。このことが後述するようにEU-10でのブロードバンド・インターネットの普及の足枷のひとつとなっている。【図表7】に、EU-10とEU-15の1989年から2003年までの間の加入電話の普及率の推移を示す。

【図表7】 加入電話の普及状況の推移



④ (脚注)

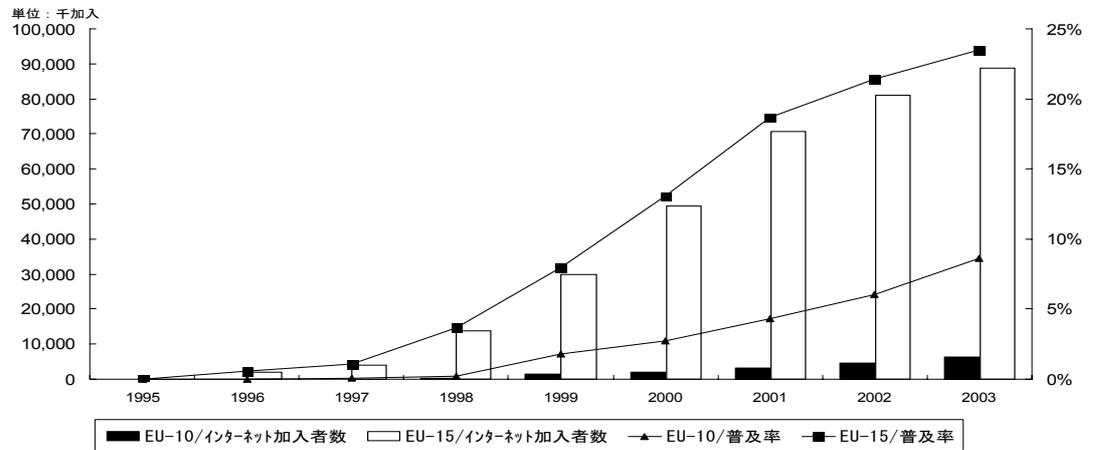
「スロベニアは旧ユーゴスラビアの中では最先進地域であり、1990年の統計によると、全人口の51%が都市人口、農業人口は9%にすぎない。」（東欧を知る辞典／平凡社P719より引用）ことが、スロベニアにおいて加入電話回線が増加している他の要因であると考えられる。

4 インターネットとPCの普及状況

4-1 インターネットの普及状況

EU-10とEU-15におけるインターネットの普及率[☞](脚注)は、【図表8】に示すとおり、大きく差があり、2003年の時点では、それぞれ8.6%、23.5%となっている。

【図表8】 インターネットの普及状況の推移



e-Europe 2005でクローズアップされているブロードバンド・インターネットに関しては、2003年時点で、EU-10においては、DSL利用の場合、平均普及率は0.6%、CATV経由の場合は0.3%である。一方、EU-15においては、DSL利用の場合での平均普及率は4.2%、CATV経由の場合は1.2%である。EU-10とEU-15、ともにブロードバンド・インターネットの普及は緒についたばかりといえる。



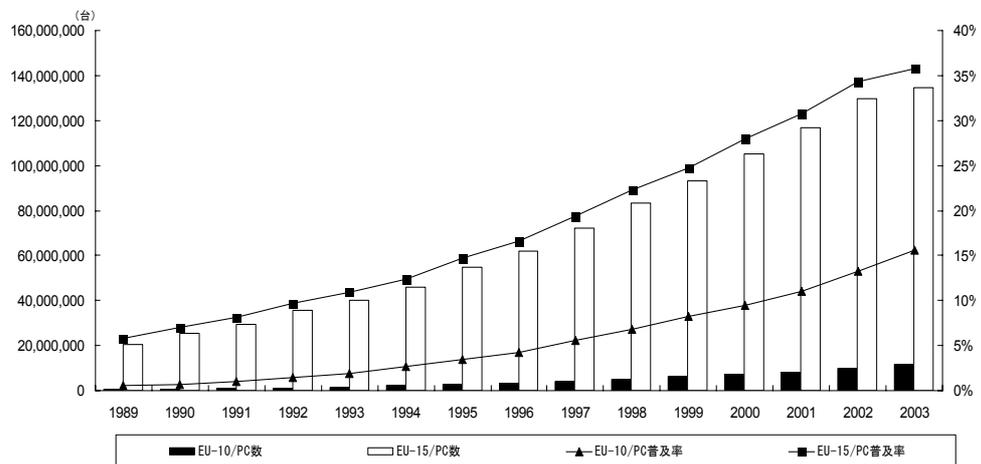
☞ (脚注)

インターネットの普及率については、ITUデータで利用されている定義を使い、ダイヤルアップ、専用線、ブロードバンド・インターネット（片方向が少なくとも128kbps以上）の加入者数を人口で除した。同様に、DSL利用およびCATV経由のブロードバンド・インターネットの普及率については、それぞれのサービスの加入者数を人口で除して算出。

4-2 PCの普及を阻害する要因

2004年2月に欧州委員会が発表したe-Europe+ファイナルレポート（以下「e-Europeファイナルレポート」という）の中では、PC[☞]（[脚注](#)）の価格が高額であることがインターネットの普及を阻害している最大の要因であるとの調査結果も出ており、PCの普及も重要な課題である。2003年時点のEU-10での平均普及率は15.6%であるが、EU-15では35.7%であり、2倍以上の格差がある。これは、経済格差と歴史的背景の違いが生み出した差異とも捉えられなくもない。e-Europe 2005をめざす上ではPCは必須であるが、EU-10でのPCの低い普及率は、ブロードバンド・インターネットの利用を阻害する一要因である。【図表9】に普及状況を示す。

【図表9】 PCの普及状況の推移



e-Europe+ファイナルレポートでは、EU-10における個人の平均月収に対するPCの価格と自宅でのPC保有状況の調査結果（世帯別の調査）を示しており、EU-10の中で、個人の平均月収でPCを買えない国は、チェコ（PCの価格は平均月収の1.46倍）、エストニア（同1.84倍）、ハンガリー（同1.25倍）、リトアニア（同3.66倍）、ラトビア（同2.04倍）スロバキア（同1.64倍）の6カ国にのぼっている。このようにPCが高額であることがその普及を阻害している。

本e-Europe+ファイナルレポートでも、「オンライン政府や商品・サービスをオンラインで購入できることは、個人がPCを購入するという大きな投資を正当化するこ



☞（脚注）

e-Europe+ファイナルレポートでは、ここでのPCの仕様をペンティアム4または同等のプロセッサ、DVD/RW CD drive、256Mバイトのメモリー、15インチのモニター、インターネットアダプター、標準の電話モデム、USBコネクターとしている。

とはできない。」との指摘がなされている。

5 EU-10での情報社会の実現のために

EU-10においては、EUの電気通信政策に同調し、またEU-15からの資本と技術の導入により、携帯電話の普及率は飛躍的に向上している。一方、加入電話については、1995年から2000年頃までは順調に普及してきたが、2001年頃からは普及率が低い段階で頭打ちとなった。このことは、同時にDSLの普及が早期に進まないことを意味する。EUのめざしているe-Europe 2005が高速で安価なブロードバンド・インターネット利用を前提としている中で、一部の地域においては、DSL以外にCATVやFWA(Fixed Wireless Access)による加入者回線部分の整備により、ブロードバンド・インターネットが利用可能となっているものの、EU-10における普及状況は、到底十分とはいえない。EU-10の平均では、2003年時点で、インターネットの普及率は8.6%にすぎず、その上、殆どはダイヤルアップ利用である。ダイヤルアップでは、リッチなコンテンツがあっても、従量課金であることを考慮すれば、ウェブ等の利用が少ないことは想像に難くない。DSLやCATVによるブロードバンド・インターネットの加入者は、2003年時点でわずか1%程度である。このような状況では、近代的なオンラインの公共サービス、電子政府、eラーニングサービス、電子健康サービスなどは遠い目標となり、現実と大きく乖離してしまうのではないだろうか。また、実際にブロードバンド・インターネットを利用する人は、EU-10の中でも、国、都市、所得によって、ばらつきが生じ、個人でのブロードバンド・インターネット利用は、当分の間は、大都市に住む富裕層に限定されるのではないかと懸念される。

ただ、将来的には、3Gが低価格でかつ急速に普及することがないとはいえない。また、テレビの周波数の利用、Wimax[®] (脚注) のような無線アクセスの活用等、新たな通信政策や新技術が発展する可能性もある。このようなサービスが出現すれば、比較的短期間でローカルアクセスが整備される可能性は十分にある。

今後早期に、EU-10が情報社会を実現させるために重要なことは、通信政策として、できるだけ早く加入者回線部分を整備することである。特に、都市部において



脚注

IEEE 802.16a Standard。2003年1月にIEEE(米国電気電子学会)で承認された、固定無線通信の標準規格。IEEE 802.16規格の使用周波数帯を変更したもの。IEEE 802.16規格は10~66GHzの周波数帯を使用していたが、802.16a規格では2~11GHzを利用するように改められている。また、見通しのきかない範囲にある端末とも通信できるよう改良されている。通信速度や最大距離は変わらず、1台のアンテナで半径約50km(30マイル)をカバーし、最大で70Mbpsの通信が可能。建物内部の通信に使うことを想定した無線LANとは異なり、現在は電話回線や光ファイバーが担っているラストワンマイルで利用することが想定されている。

は、DSLの利用できるネットワーク環境と一層の競争状況を整えることが近道ではないか。過疎地においては、FWAの活用も有効であろう。ただし、市場原理に任せてしまうだけでは、投資効率の悪い地域でのインフラ整備は行われたいのではないだろうか。例えば、地域、国、EUが一定の割合で助成金を捻出する等の政策的な介入が必要ではないかと考えられる。平成16年度情報通信白書では「総務省では、平成14年度、『加入者系光ファイバー網設備整備事業』を創設した。この事業は、過疎地域等の地方公共団体がモデル事業として、地域公共ネットワークを活用しつつ加入者系光ファイバー網を整備する際に国庫補助を行うものであり、これによって超高速インターネット・アクセスが可能な環境を加速・推進している。平成15年度末までに8事業者8町村について交付決定している^{☞(脚注1)}。」と記述されている。

EU-10が情報社会をめざす上では、ブロードバンド・インターネットが利用できる通信インフラの整備だけでは不十分である。通信インフラが整備されても、PCがなければ、インターネットは利用できない。その意味では、経済の活性化が条件となる。また、PCを利用したインターネットへのアクセス操作方法等については、市民のPCやインターネットに関する知識が前提になるのはいうまでもない。

EU-10が早期にe-Europeを実現するためには、安価で高品質なブロードバンド・ネットワーク環境、手頃な価格で入手できるPCの普及、またPCを利用したインターネット活用のための教育など、大きな課題が残されている。

EU-10はEU-15と比べると、格段の経済格差があることから、本課題は、EU-10等へのEUの補助金プログラムであるPhare^{☞(脚注2)}の活用や同等の仕組みの構築を含め、EUが一丸となって一層取り組みを強化すべき重要事項であろう。



☞(脚注1)

平成16年度情報通信白書／総務省編p.264より引用。

☞(脚注2)

Phare-Program (Pologne, Hongrie Assistance à la Reconstruction Economique Programm) は、元々、1989年にポーランドとハンガリーへの財政支援策として創設されたが、10カ国(チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ブルガリアとルーマニア)に適用された。EU-10の電気通信分野あるいはICT分野において、Phareが活用されている例は次のとおりである。ポーランド: EUの電気通信の規制等の国内法化。ハンガリー: 小学校でのIT利用。チェコ: EUの電気通信の規制等の国内法化。CEPTやITUでの標準化と合致させる制度の構築。税関におけるITの導入。スロベニア: 失業者のデジタル・リテラシーの向上。研究と教育のためのブロードバンド・インターネットの導入。市民のための電子政府の構築。ラトビア: 公益事業委員会の資質の向上。EUの電気通信の規制等の国内法化の促進。リトアニア: 個人情報、IT、電子データのセキュリティの保護の強化。過疎地域におけるITアクセスポイントの設置。キプロス: 電気通信分野の規制機関の資質の向上。政府ネットワークのEUとの接続。(EUのHPを参考とした。)

📖 執筆者コメント

EU-10は、携帯電話分野においては、EU-15の資本とGSMという技術を積極的に受け入れ、携帯電話の普及率は飛躍的に向上した。固定通信分野（加入電話）についても、EU-10は、EU-15の通信事業者を戦略的パートナーとして位置づけ、EU-15の通信事業者がEU-10の通信事業者に出資する際の条件として、加入電話の普及率向上や投資額等を具体的な条件としたことから、2001年頃までは、加入電話は順調に推移してきた。しかし、携帯電話の普及の煽りをうけ、2001年からは、低い普及率のまま頭打ちの状況にある。EU-10各国別にみればむしろ加入電話回線数が減少している国の方が多い。その結果、e-Europe 2005のめざす情報社会を実現するために必須である、ブロードバンド・インターネットが普及しないという大きな課題を抱えている。すでに、EUは第6次拡大（ブルガリアとルーマニアは2007年のEU加盟候補国となっている）にむけて始動している中で、今後、3Gや無線アクセスなどの新技術によりローカル・アクセスが廉価で提供されるような状況となり、一気に課題が解決されるのか、あるいは、現在の通信技術をベースとして早期にブロードバンド・インターネット利用可能とするために、地域、国、EUが協力し、ラストワンマイルの整備のための費用分担方法を含め、検討が進むのか、どのような道をたどるのか注視してゆきたい。

📖 出典・参考文献

国際通信経済研究所『海外電気通信』、2005年2月
 藤井良弘『EUの基礎<新版>』、日経文庫 日本経済新聞社、2002年10月
 EUのホームページ (<http://europa.eu.int/>)
 駐日欧州委員会代表部のホームページ (<http://jpn.cec.eu.int/>)
 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/>)
 KDD総研調査部編著『21世紀の通信地政学』、日刊工業新聞社、1993年8月
 KDD総研「KDD総研R&A」誌各号
 KDDI総研「KDDI総研R&A」誌各号
 KDDI総研「コミュニケーションの国際地政学 モバイル通信編（その2）」2004年3月
 “Global Mobile”, Baskerville
 IBM “4thReport on Monitoring of EU Candidate Countries (Telecommunication Services Sector)”, December 2003
 Kubasik, Jerzy “Poland: Is Regulation in Place? The Status of Regulation and Communication in Poland in the Advent of Accession to the EU”, ITS 15th Biennial Conference, Berlin, September